

児童の個人情報の漏えいについて

A児童相談所が継続支援している児童について、実母に児童の住所（入所施設所在地）を秘匿にしたうえで入所措置を行っていましたが、A児童相談所及びB区高齢・障害支援課がそれぞれ通知等を交付した際、誤って実母に入所施設所在地が記載された通知等を交付し、入所施設所在地が漏えいしました。

児童に対し入所施設所在地が実母に漏えいしたことを謝罪し、経緯を説明するとともに、実母にも経緯を説明しました。

1 漏えいした個人情報

児童の住所（入所施設所在地）

2 経緯

令和6年5月7日	A児童相談所担当者から実母あてに、本来消除・修正すべき児童の入所施設所在地が記載されたまま、継続支援に関わる通知書を送付した。
令和6年5月8日	A児童相談所担当者が実母と電話連絡をする中で、児童が福祉特別乗車券の発券を希望している旨を説明した。
令和6年5月9日	実母がB区高齢・障害支援課に来庁し、児童に係る福祉特別乗車券納付書の再交付の申し出があったので、B区高齢・障害支援課担当者が、児童の入所施設所在地が記載された納付書を窓口交付した。
令和6年5月10日	実母代理人から、児童の入所施設所在地と思われる住所が記載された通知書及び福祉特別乗車券納付書が実母あてに交付されている旨、A児童相談所担当者に連絡があり、漏えいが判明した。
同日	A児童相談所担当者から児童の入所施設へ連絡し、経緯を説明した。また、同担当者から実母に連絡し、経緯を説明した。
令和6年5月14日	児童に謝罪し、経緯を説明した。

3 原因

(1) A児童相談所

通知書を作成する際、住所が印字される仕様となっているため、住所を秘匿とする場合は、通知書印刷後に当該箇所を消除・修正する必要がありました。今回、通知書を印刷した担当者はシステム画面に住所秘匿対象者のアラート（赤い囲い線の点滅）の表示を確認したものの、児童の住所（入所施設所在地）の消除・修正を失念したことが原因です。

(2) B区高齢・障害支援課

担当者が福祉特別乗車券納付書をシステムから発行する際、システム画面の住所秘匿対象者のアラート（赤い囲い線の点滅）表示があったにもかかわらず、これを見落とし、児童の住所（入所施設所在地）が記載された納付書を交付したことが原因です。

4 再発防止策

住所秘匿対象者に対する通知等を発行する際、秘匿事項の記載がないことを確実にダブルチェックするよう改めて周知徹底します。また、アラートを見落としした場合には、通知書等が直ちに発行できないようにするなど、秘匿事項の漏えいを防ぐためのシステムの改修も検討していきます。

お問合せ先

中央児童相談所副所長（児童相談所での漏えいに関すること） 宇佐美 高司 Tel 045-260-6516
健康福祉局障害自立支援課長（区での漏えいに関すること） 今井 智子 Tel 045-671-4130